

岩手県告示第526号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和2年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区のうち臼木山私有林一円の区域
- 3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区は、宮古市街地の東部に位置し、アカマツ林やスギ林、落葉広葉樹林が混在する林相の変化に富む丘陵地帯と東部の海岸線で構成されており、多様な自然環境となっている。

これらの豊かな自然環境は、鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、三陸復興国立公園の特別地域に指定されていることもあり、自然環境が保全されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
 - イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和2年8月21日から同年9月3日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター